

議案 第191号

大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例等の  
一部を改正する条例案

(大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例（平成7年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年大阪市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第10条 大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第11条 大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平

成21年大阪市条例第68号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市宗右衛門町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 大阪市宗右衛門町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成22年大阪市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成26年大阪市条例第5号) の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第14条 大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成26年大阪市条例第6号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例ほか13条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省 略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範  
第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 省 略

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の18  
第137条の19

第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 省略

大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第8条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略

大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第10条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 省略

大阪市岩崎橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) - (4) 省 略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 - 4 省 略

大阪市加島地域駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 省略

大阪市放出駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略

大阪市淡路駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) - (4) 省 略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 - 4 省 略

大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略

大阪市三国東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第8条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1) - (4) 省 略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 - 4 省 略

大阪市宗右衛門町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 省略

(5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 - 6 省略

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1)～(3) 省略

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範第137条の19

囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2-4 省略